

静岡県盛土等対策会議 (第1回会議資料から抜粋)

静岡県　くらし・環境部　盛土対策課

逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書(概要)

【『行政対応検証委員会報告』要点】

1) 本件における行政対応は「失敗であった」

失敗の本質の所在(4つの失敗)

- ・最悪の事態の想定 of 失敗
- ・初動全力の失敗
- ・断固たる措置をとらなかった行政姿勢の失敗
- ・組織的な対応の失敗

2) 県の見解[抜粋]

静岡県の行政対応については、以下の2点において問題があったと総括できる

- ・現場の危険性を適切に認識すること
- ・危険性を除去・軽減するために組織的に対応すること

「三現主義」(現場に行き、現物を見て、現実を知る)が重要 現場重視という原点に立ち返る
複数の部局にまたがる問題等については、総合的な調整を行う場、総合的な見地から決断を行う司令塔が必要

総合行政機関という組織力を活かす

危機管理の原則行動の一つである「最悪の事態の想定」ができる組織づくりと職員の意識改革
上級管理者の意識を改めて高めていく

土木・建築等の技術的判断を要する事務を対象に、権限移譲事務の追加点検を行う

「フェイルセーフ」: 「人は必ず失敗する」前提で、その失敗を組織やシステムで補い、制御

1 【総括】

- 熱海の土石流災害は、記録的な豪雨と不適切な盛土行為など様々な要因が重なり大惨事を引き起こしたとされている。一方、崩壊土砂からは、土壌汚染対策法の基準を上回る有害物質が含まれ応急対応を困難とした。着実に環境汚染が忍び寄ってきている。
- 自然災害が激甚化・頻発化し、ただでさえ土石流リスクが高まってきている中、不適切な盛土により、尊い命が失われることのないよう、関係者のみならず県民一人ひとりが社会的な役割と責任を果たすことが求められている。
- 不適切盛土が起きないよう、審査、監視を厳格化を行うとともに、不適切な行為者に対しては毅然とした対応が行政庁には求められている。
- 有識者からなる「逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会」は四つの失敗を指摘。根底にある県・市の組織文化の改善は、不断に行わなければならない。
- 喫緊の課題である盛土監視体制の強化に向け、既存法令や事務処理の見直し、県と市との連携・協力体制を確立する。
- 行政庁のみならず、土地所有者、地域住民及び関係団体と一体的な監視体制（県民皆監視）を図っていく。



2 【両輪】

入口の「規制」× 出口の「監視」 2本柱を効率・効果的に強化

規制強化

- 災害の防止と生活環境の保全
- 厳格な審査体制（許可制）
- 申請者の資力、犯罪歴等のチェック
- 建設残土のトレーサビリティ
- 土地所有者責任の明確化
- 審査の一元化等々

監視強化

- 審査や監視との連携
- 出先職員の兼務職員への組織強化
- 住民参加型の県民監視体制
- ITやGISなど活用した情報管理、共有化
- 処理の漏れ、事務の記録管理
- 業界参加型の戦略監視

『情報共有の場、意思決定の場、縦と横のつながりの場、個人から組織』

静岡県における盛土対策(方針骨子)

【『行政対応検証委員会報告』 総括】

- 様々な根拠法令が絡み合うケースの場合、各機関の見解や対応を総合的に調整する場が必要である。
- 権限の移譲に関し、県の市への技術的支援体制が不十分であった。
- 他県の規制条例と比べて規制が緩く、罰則が甘かったため、他県の問題業者の行為を誘引した。
- 県機関同士の情報共有、引継ぎがなされなかった。
- 明確な処分基準を設定することが必要である。
- 専門家と早期に連携できる体制を整えることが望ましい。 等々

【4つの失敗】

- 最悪の事態の想定
- 初動全力
- 行政姿勢
- 組織的な対応

教訓

規制強化

盛土規制条例制定(7月1日施行)

- 届出制 許可制
- 土地所有者からの同意取得・住民説明会の開催を義務化
- 土砂基準による規制の設定
- 土砂のトレーサービリティ
- 定期的な土壌・水質の検査の実施及び報告
- 土地所有者責任の明確化
- 罰則の強化

指導権限の一元化(7月1日施行)

- 改正事務特条例の施行
- 盛土対策を一元的担う
- 土採取等規制条例(盛土行為のみ)に係る権限についても、市町に移譲している権限を県に引き上げる。(引継作業中)

監視強化・効率化

戦略的な監視体制(県民皆監視)

- 「既存不適格盛土の緊急度別監視体制、是正措置」
- 「新規盛土申請の厳格なチェック、抜打・検査体制、進捗管理」
- 「無許可盛土の早期発見、監視、抑止」
- 「市町や周辺住民による『県民皆監視体制』」
- 「各種団体と連携した戦略的な抑止体制」
- 「ITを活用した迅速、効率的な監視体制」
- 「盛土110番 ワンストップ対応」
- 「県民等からの有益情報に対する『通報制度』」
- 「健福・農林・土木」総計200人規模の職員に兼務を発令
- 「厳格な立入り検査体制、警察兼務職員、所轄との連携」

事務処理の厳格化

- 経営管理部内に「困難事案支援チーム」を設置し、措置命令など処分行為の助言、指導、支援、ノウハウの蓄積。マニュアル化
- 「記録のトレーサービリティ」(土地利用情報システム6月補正)

静岡県盛土等対策会議の設置

連携
情報共有化
人材育成
体制強化

【本部会】

- 法令解釈、条例改正の判断
- 方針決定(緊急対策、事前防災等)
- 国や関係団体への要望

【地域部会】

- 他部局に跨がる法令・規制・市町・逼迫度を多面的かつ横断的・縦断的に情報共有し、不適切な盛土事案に対応
- 不適切な盛土箇所に対する是正・勧告・指導等の措置把握及び共有
- 適用事例の法令研修や技術研修

盛土対策の実効性・効率を高める施策

【「4つの視点」要点】

「既存不適格盛土の監視」、「許可盛土の監視」、
「無許可盛土の早期発見、抑制」、「市町や周辺住民からの情報収集と連携」

(県) 不適切な盛土対策に関する市町連携、監視・組織強化

兼務職員の配置
(市町連携・指導・よろず相談)

県内 8 か所の土木事務所

県内 7 か所の農林事務所

県内 4 か所の健福センター

注) 各出先事務所の管理職及び実務者
「盛土対策課兼務辞令」を発令

出先職員へ立入検査権限の付与
条例第35条(報告・徴収・立会等)

- 所管の管理施設パトロール中に不適切な盛土作業を確認した場合に備え、幅広く立入検査資格を付与
- 土木事務所、農林事務所、健康福祉センター所属職員
- 7月条例施行に合わせ資格付与

注) 盛土規制条例第35条(報告・徴収・立会等)
土地所地への立入り、関係者へ質問、水質・土壌の採取、書類検査

盛土対策課(新設)

- 巡回パトロール(許可・突発)
- 市町に対し技術・行政手続の助言
- 不適正な盛土造成現場の監視・指導
- 静岡県土地利用対策会議 地域部会への情報提供等々
- 管理台帳管理(監視・指導履歴)
- 他県との共有

ITなど活用した監視体制

- 出先事務所に配備したUAVの活用
- テレビ監視カメラによる追跡調査
- 点群データなどITを活用した監視体制 等々

関係機関等との連携強化

- 民間警備会社による巡回・監視
- 関係団体との連携(内部通報)
- 警察との連携強化

土地利用情報システム
(土地利用規制、各種許認可、土地取引、不法盛土管理情報)

情報提供、連携

隣接県

技術等支援、情報共有

市・町

県民皆監視

『盛土110番』

静岡県盛土等対策会議座長 出野副知事 訓示

逢初川土石流災害に係る行政対応検証委員会報告書を受けた対応について

令和3年7月3日に熱海市伊豆山地区の逢初川で発生した土石流災害を受けた行政対応検証委員会の最終報告において、「本件における行政対応は『失敗であった』」と総括されました。

今回のような行政対応の失敗を繰り返さないためには、県職員一人ひとりが、県民の生命と財産を守ることが自らの使命と認識し、「県民の生命と財産を守り抜く」という観点から、行政として何をなすべきかを考え、現場を重視した対応に全力で取り組むことが重要です。

職員の皆さんの中には、日々の業務の中で、「多分大丈夫だろう」と問題を軽視したり、「自分の担当業務ではない」として考えることをやめてしまうといった経験のある方もいると思います。

今後は、「万一、起きたら大変なことになるかもしれない」と、現物を自分の目で見て、最悪の事態を想像してください。現場で何が起きているかを関係者で共有し、所管する法令の範囲を尊重しつつも、他の部局や市町が所管する法令に関する事案であったとしても、「県民の生命と財産を守り抜く」という使命に立ち返り、本質的な課題が改善されたかどうかを考え対応してください。

職員一人ひとりの対応力とともに、部局間や関係機関との緊密な連携など組織として対応力を強化することにより、我々の使命を果たせるよう、全力で職務に当たってください。

令和4年6月24日